

平成 28 年 10 月 19 日

国土交通省中部地方整備局

ダブル連結トラック実験の参加者公募について ～トラック輸送の生産性向上に資する道路施策の推進～

概要：

我が国の国内輸送の約 9 割をトラック輸送が支えています。深刻なドライバー不足が進行しています。

国土交通省では、トラック輸送の省人化を促進し、生産性向上を図るため、1 台で通常の大形トラック 2 台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の実験を、今年度より、新東名を中心とするフィールドで実施する予定です。

本実験により、将来の自動運転・隊列走行も見据えつつ、省人化の効果、安全性等を検証した上で、平成 30 年度以降の本格導入を目指します。

<公募概要>

- ・ 公 募 期 間：平成 28 年 10 月 19 日（水）～以降随時受け付け
- ・ 実 験 期 間：平成 28 年 11 月～平成 29 年度末（予定）
- ・ 対 象 者：一般貨物自動車運送事業の事業者及び特定貨物自動車運送事業の事業者

※公募要領の詳細は、以下の中部地方整備局 HP をご確認ください

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/demopro/index.html>

配布先：中部地方整備局記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課長 みす 翠 あきひろ 昭博
TEL 052-953-8178（直通）

輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化の概要

現行SOLAS条約規定

1. 荷送人は、貨物ユニットの総重量を含む貨物情報を船長(又は代理人)に提供
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認

背景・必要性

コンテナ船の急速な大型化

- ・コンテナ貨物の総重量の誤申告に起因すると思われる荷崩れ事故発生
- ・2016年に2万個積メガコンテナ船が就航予定

IMO(国際海事機関)における規制強化

- ・2014年11月 コンテナ重量の確定方法の明確化を内容とするSOLAS条約の改正採択(→2016年7月発効)

改正SOLAS条約

上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法のいずれかにより総重量を確定
 - 方法1: 適切に点検された装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測
 - 方法2: バン詰めした国が承認した方法を用い、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を個別に計測して足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量の情報を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止

国内法令対応

上記、条約の改正内容について、船舶安全法体系の省令改正(危険物船舶運送及び貯蔵規則と特殊貨物船舶運送規則)及び告示制定により担保

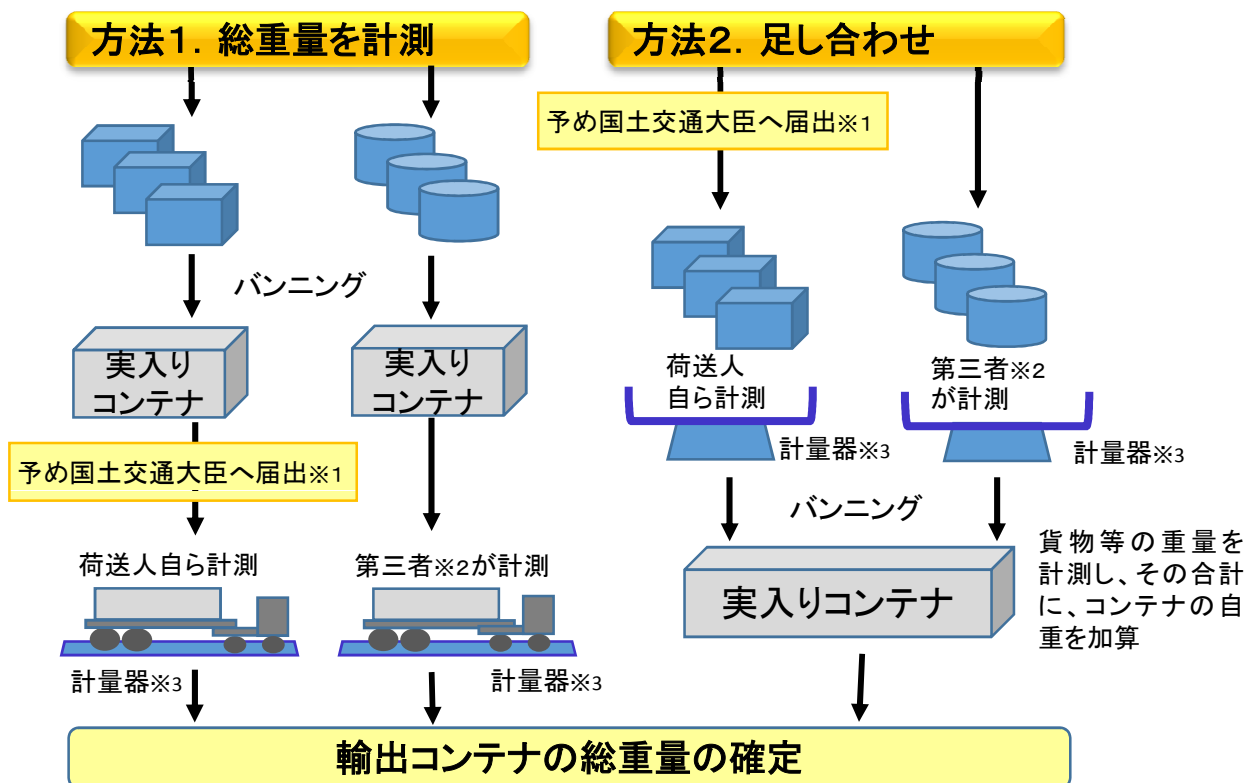
輸出コンテナ総重量を確定させる方法

○コンテナ総重量を確定させる方法は2つ

「貨物の入ったコンテナの総重量を適切に点検された計量器で計測する方法」

「適切に点検された計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせる方法」

○荷送人自らが計測し確定させることも、第三者に計測を依頼し確定させることも可能



※1 自らコンテナ総重量を確定させる者 [届出]

SOLAS条約の実効性を確保することを目的に、自らコンテナ総重量を確定させるコンテナの荷送人には、予め国土交通大臣への届出を求める。

※2 荷送人に代わりコンテナ総重量を確定させる第三者 [登録]

以下のいずれかを満たし、国土交通大臣の登録を受けた者

○港湾運送事業法に定める検量事業を行う者

○港湾運送事業法に定める一般港湾運送事業者のうち、海貨事業を行う者(1種(無条件)等の許可を受けた者を含む。)

○貨物利用運送事業法に定める貨物利用運送事業を行う者(海上運送を扱う者に限る。)

※3 使用することができる計量器

以下のいずれかを満たす計量器が、コンテナ総重量を確定させる計測に使用することができる。

○計量法に基づく特定計量器

○適切に点検された計量器



■ ニュースリリース

2016年09月29日

本社 料金・ETC・割引 プレスリリース

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路6会社」という。）は、2016年10月1日から車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映することとしています。

高速道路6会社では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、以下のとおり、2017年4月1日から高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直しすることとしましたので、お知らせします。

■ 割引停止措置等の見直し内容

【1】違反点数等の見直し

1) 【即時告発】悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）に対する対応強化

現行		2017年4月1日～	
即時告発の結果	措置（※）	即時告発の結果	措置（※）
有罪	割引停止	有罪	即時告発をもって一部割引停止（1か月以上）
不起訴	—	不起訴	—

（※）即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

現行		2017年4月1日～	
違反種別（※）	点数	違反種別（※）	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令 A	3点～15点	措置命令 A	5点
措置命令 B 又は C	5点～15点	措置命令 B 又は C	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

（※）違反種別（指導警告、措置命令A～C）の用語の定義については、別紙を参照願います。
『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

【2】累積期間等の見直し

1) 違反点数の累積期間を3か月（現行）から2年間（2017年4月1日～）に拡大

現行		2017年4月1日～	
累積期間	適用要件	累積期間	適用要件
3か月（四半期）	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用	2年間	累積点数に応じて適用

2) 違反点数の累積

現行		2017年4月1日～	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止	60点	一部割引停止（1か月）
（※）割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定		90点	一部割引停止（2か月）
		120点	一部利用停止（1か月）
		150点	一部利用停止（2か月）

（※）【1】1)の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止（1か月以上）」を適用します。

【累積違反点数に関する注意事項】

- 累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。
例：累積違反点数180点⇒一部利用停止（3か月）、210点⇒一部利用停止（4か月）など
- 割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO3社」という。）が定めるETCコーポレートカード利用規約、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

【3】違反項目の見直し

1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

現行		2017年4月1日～	
軸重超過	点数	軸重超過	点数
指導警告	なし	指導警告	3点
措置命令 B 又は C	なし	措置命令 B 又は C	15点

開催概要

- 「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」として愛知・三重・静岡県内において大型車のドライバーに向けて大型車通行適正化の徹底を呼びかける広報PR活動を実施し、現地取締の現場確認を行いました。
開催結果は右表のとおりです。
- 参加いただいた皆さまからは、「現地取締を確認できて、今後の参考となった。」「運転手の方だけでなく運送事業者や荷主への広報も必要と感じた。」とのご意見をいただきました。

各会場における開催結果(7月～10月)

日時	開催場所	参加者	配布部数
H28.7.7 11:45 ～ 15:00	名古屋トラックステーション	整備局、運輸局、愛知県、 名古屋市、愛知県トラック協会 計7人	54枚
H28.8.3 11:45 ～ 15:00	道の駅 宇津ノ谷峠	整備局、静岡県、静岡市、 静岡県トラック協会 計8人	65枚
H28.10.20 11:30 ～ 15:00	道の駅 いが	整備局、運輸局、三重県、 三重県トラック協会 計6人	82枚
合計		延べ21人	201枚



名古屋トラックステーション



道の駅宇津ノ谷峠(下り)



道の駅いが

- ◆イベント名称:第12回 トラックと交通安全・環境フェア
- ◆開催日時:平成28年10月2日(日) 10:00～16:00
- ◆主催団体:愛知県トラック協会
- ◆開催場所:豊田スタジアム
- ◆出展主体:大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
- ◆参加者:中部地方整備局交通対策課員

活動状況



展示ブース



一般来場者による閲覧



説明状況



説明状況

活動結果報告

○ 愛知県トラック協会主催の「第12回トラックと交通安全・環境フェア」に大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会の活動の一環としてブースを出展しました。

○ 特殊車両通行許可制度に関するパネル展示と広報DVDの放映を行い、来場者への説明を実施しました。

○ 説明聴講者:約50人

●来場者からの意見(要望)

- ・ 審査に時間がかかりすぎている。
- ・ 最大積載量と制限値が違ふとかは、今回説明を受け初めて知った。
- ・ 海上コンテナについては、海外の荷主にしっかり指導してほしい。
- ・ けん引免許を取るとき特殊車両通行許可制度について教えてもらわなかった。
ほとんどのセミトレーラが特車になるのなら、免許を取る時点で教えてくれればよいと思う。

■ 現地取締り実施結果

県名／取締回数	取締り結果内訳(台)
愛知／8回	計測21台 警告17、徐行措置1 軽減措置2
三重／11回	計測30台 警告18 軽減措置2
岐阜／10回	計測39台 警告20、徐行措置2 軽減措置2
静岡／2回	計測 7台 警告4
長野／6回	計測12台 警告11、徐行措置1

実施回数	37回	警告	70台
計測台数	109台	徐行措置	4台
		軽減措置	6台

■ 現地取締り状況

上：国道1号（愛知県岡崎市内）、下：国道258号（岐阜県海津市内）



6月2日：積載物の軽減作業（38.20 t から33.35 t まで）



9月27日：積載物の軽減作業（47.1 t から36.6 t まで）

名古屋南部地域に流入する大型車両の取締基地として、大府市の北崎取締基地に続き、弥富市内に弥富取締基地が完成、開所式を実施しました。

弥富基地の開所により、愛知県内の国道23号上下線に取締基地が整備されました。

- 開所月日
平成28年7月7日
- 開所式出席機関
弥富市長、中部運輸局愛知運輸支局
愛知県蟹江警察署、愛知県



開所式の様子
(名古屋国道事務所長による挨拶)

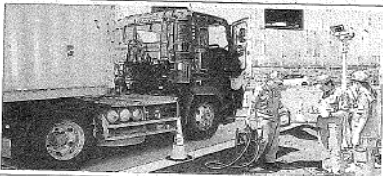


国際海上コンテナの取締状況
(許可値34.69tのところ実測38.9t 徐行の措置命令発出)

過積載や不正軽油
大型車取り締まり
国土交通省中部地方
整備局は、大型車の過
積載や不正軽油を取り
締まる拠点施設を弥富
市三好の国道23号上り
線に建設し、開所式を
行った。県警などと同
で取り締まりも実施
した。写真。

重量計、事務所があ
る。国道23号が通る名
古屋港臨海部は、海上
コンテナを運ぶトレー
ラーをはじめ大型車の
通行量が多い。大気汚
染改善などを旨として
違反の監視を強化した
い考え。

取り締まりは、一時
線に建設し、開所式を
開いた。大型車七台
を検査した結果、二台
に特殊車両通行許可違
反が見つかり、国土省
名古屋国道事務所が指
導地に停止スペースや



中日新聞(平成28年7月11日 朝刊)

講習会等の実施状況(7月～10月)

主催	開催日	テーマ	説明者	参加人数
一般社団法人 三重県トラック協会	7月6日	・ETC2.0と特車ゴールド制度について ・ETC車載器の現状と今後の展開見通しならびにご購入の際の助成制度など	・国土交通省中部地方整備局交通対策課 ・パナソニックカーエレクトロニクス株式会社ソリューション事業統括部	53社 63名
一般社団法人 愛知県トラック協会	8月1日	・特殊車両事務における最近の法整備等について ・ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度『特車ゴールド』について	国土交通省中部地方整備局交通対策課	147社 192名

ETC2.0と特車ゴールド制度 説明会

一般社団法人 三重県トラック協会

平成28年7月6日(水)14:00～16:00

- 1. 開会
- 2. 説明会 「 ETC2.0と 特車ゴールド制度について 」
「 ETC車載器の現状と 今後の展開見通し ならびに ご購入の際の助成制度など 」

- ① E T C 2. 0と従来型 E T Cの違い
 メリットとデメリットは何？
- ② E T C 2. 0の種類と機能の違い
- ③ 特車ゴールドの制度とは？
- ④ E T C車載器の現状と今後の展開見通し
- ⑤ 車載器の購入助成
- ⑥ その他
- ⑦ 質疑応答

◆講師

国土交通省 中部地方整備局
道路部 交通対策課 大和洋之 氏
(おおわひろゆき)

パナソニックカーエレクトロニクス株式会社
ソリューション事業統括部 安田祐介 氏

■実施結果

・参加人数 :三重県トラック協会会員 57社 63名

■参加者意見

- ・特車ゴールドの更新に関して、複数の通行許可がある場合の簡素化自動更新は、一つの違反があると、他の通行許可を含み、すべての分が簡素化自動更新できなくなるのですか？
- ・現行の通行許可申請に関し、国道事務所での質問や相談に対応する体制を充実してほしい。

愛知県トラック協会における講習会の実施

特殊車両に係わる最近の法整備及び通行許可簡素化制度についての
講習会次第

平成28年8月1日(月)13時30分
於：愛知県トラック会館5階ホール

1. 開 会 13時30分

2. 講 習

テーマ：第1部「特殊車両事務における最近の法整備等について」
第2部「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度
『特車ゴールド』について」

講 師：国土交通省中部地方整備局 道路部
交通対策課 建設専門官 大和洋之氏

3. 質疑応答

4. 閉 会 15時30分(予定)

【メモ】

■実施概要

主 催：愛知県トラック協会

実施日時：平成28年8月1日
午後1時30分から午後3時30分

実施場所：愛知県トラック会館

参 加 者：愛知県トラック協会加盟
147社 192名



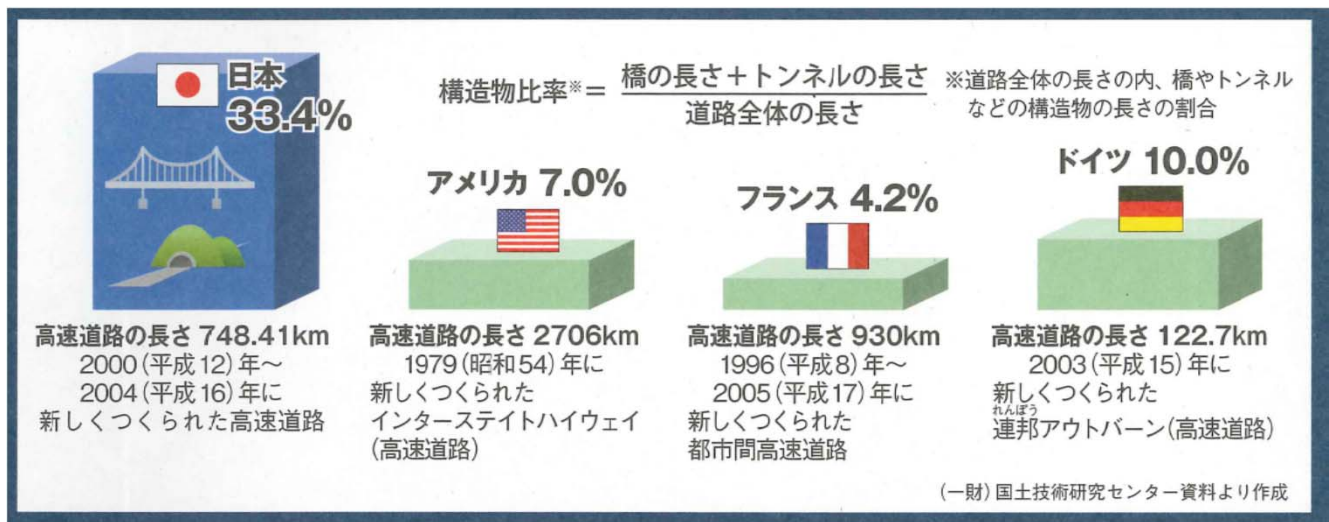
(案)

私たちの暮らしは、こうした 道路で支えられています



橋やトンネルにより、川や山の反対側へ行くのが便利になり、人やものの交流が盛んになります。

このグラフは、主要国で近年建設された高速道路に対する橋やトンネル(構造物)の割合を示しており、日本の高速道路は、約3分1が橋やトンネルで、外国の割合より高くなっています。

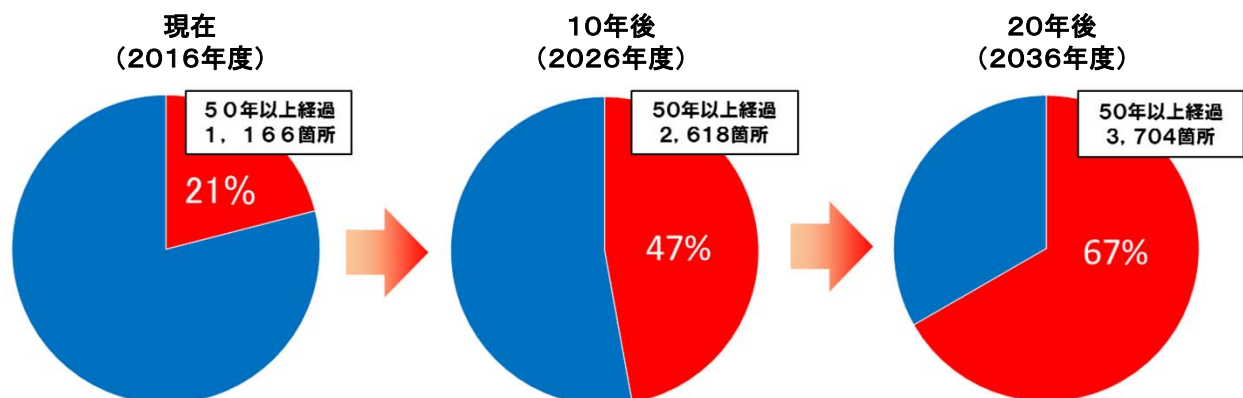


中部地方整備局が、管理する橋梁約6000箇所のうち、全体の約40%が高度経済成長期(昭和30年～昭和50年ごろ)に建設されています。

当時建設された橋梁の寿命は平均50年とされています。

中部地方整備局の管理橋梁 (橋長2m以上対象、2016年9月時点)

■ 建設後50年以上の橋梁
■ 建設後50年未満の橋梁



国土交通省調べ(平成27年12月現在) 建設年度不明橋は除く

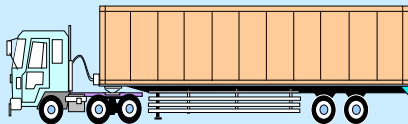


荷主から夕方までに運んで欲しいと言われたけど、特車の許可条件は夜間なんだよな。
車の通行量も多いし、事故を起こさないか心配だよ...

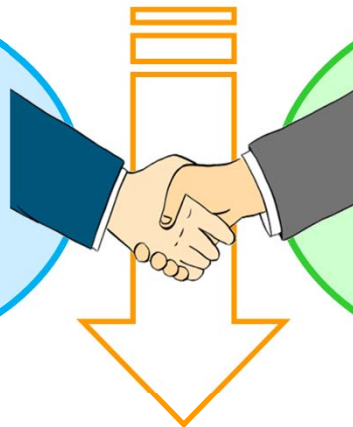
荷主からこの重たい荷物を1度に運んで欲しいと言われたけど、総重量が特車の許可条件違反なんだよな。
橋梁の劣化への影響が大きいし橋梁が壊れないか心配だよ...



道路法では、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を、政令で定めております。今日も適正に道路を通行しよう。



「物流」は日本の経済や産業を支えます。



トラックと道路が物流を支えます。

道路は、社会・経済活動を支える最も重要な社会基盤施設。
国民経済上の要請と道路管理上の要請との調和を図る。

**道路を一日でも長く、安全に使うため
大型車の適正な通行をお願いします**